



休眠預金等のお取り扱いについて

お客様各位

鶴来信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年（2018年）1月から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様の申出により払戻しをさせていただくこととしております。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

3. 異動とは

(1) 法定異動事由

①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子等の支払に係るものを除きます。）

②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）

③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）

- ・公告の対象となる預金であるかの該当性
- ・預金者等が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地

(2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

普通預金（決済性普通預金を含む）……………下記①、②（a）、（b）、（c）、（d）および③に掲げる事由

納税準備預金……………下記①に掲げる事由

貯蓄預金……………下記①および②（c）に掲げる事由

通知預金……………下記①および②（e）に掲げる事由

総合口座取引（決済性普通預金を含む）……………下記①、②（a）、（b）、（c）、（d）および③に掲げる事由

自由金利型定期預金（M型）……………下記①および②（f）に掲げる事由

自動継続型自由金利型定期預金（M型）……………下記①、②（d）、（f）および③に掲げる事由

自由金利型定期預金	……………下記①および②（f）に掲げる事由
自動継続型自由金利型定期預金	……………下記①、②（d）、（f）および③に掲げる事由
期日指定定期預金	……………下記①および②（f）に掲げる事由
自動継続型期日指定定期預金	……………下記①、②（d）、（f）および③に掲げる事由
変動金利定期預金	……………下記①および②（f）に掲げる事由
自動継続型変動金利定期預金	……………下記①、②（d）、（f）および③に掲げる事由
積立定期預金	……………下記①に掲げる事由
定期積金	……………下記①に掲げる事由

①預金者等からの申出に基づく預金通帳または証書の発行、再発行、記帳（記帳する取引がない場合は除く）もしくは繰越。

②預金者等からの申出に基づく契約内容の変更

- （a）小口自動融資終了
- （b）カードローン契約の終了
- （c）キャッシュカードの再発行
- （d）総合口座への組入・組入の解除（平成31年3月1日以降のものに限る）
- （e）解約予定日の設定・変更
- （f）方式変更（通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更）

③総合口座取引規定に基づく他の預金について、異動事由が生じたこと。

以 上